

令和元年度みよし市表彰審査委員会次第

日時 令和元年9月17日(火)

午前10時30分から

場所 みよし市役所 特別会議室

1 委員長あいさつ

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 審 議

5 答 申

6 その他

・感謝状候補者について

令和元年度みよし市表彰審査委員会委員名簿

委員長 倉 本 繁 八

委 員 近 藤 隆 治

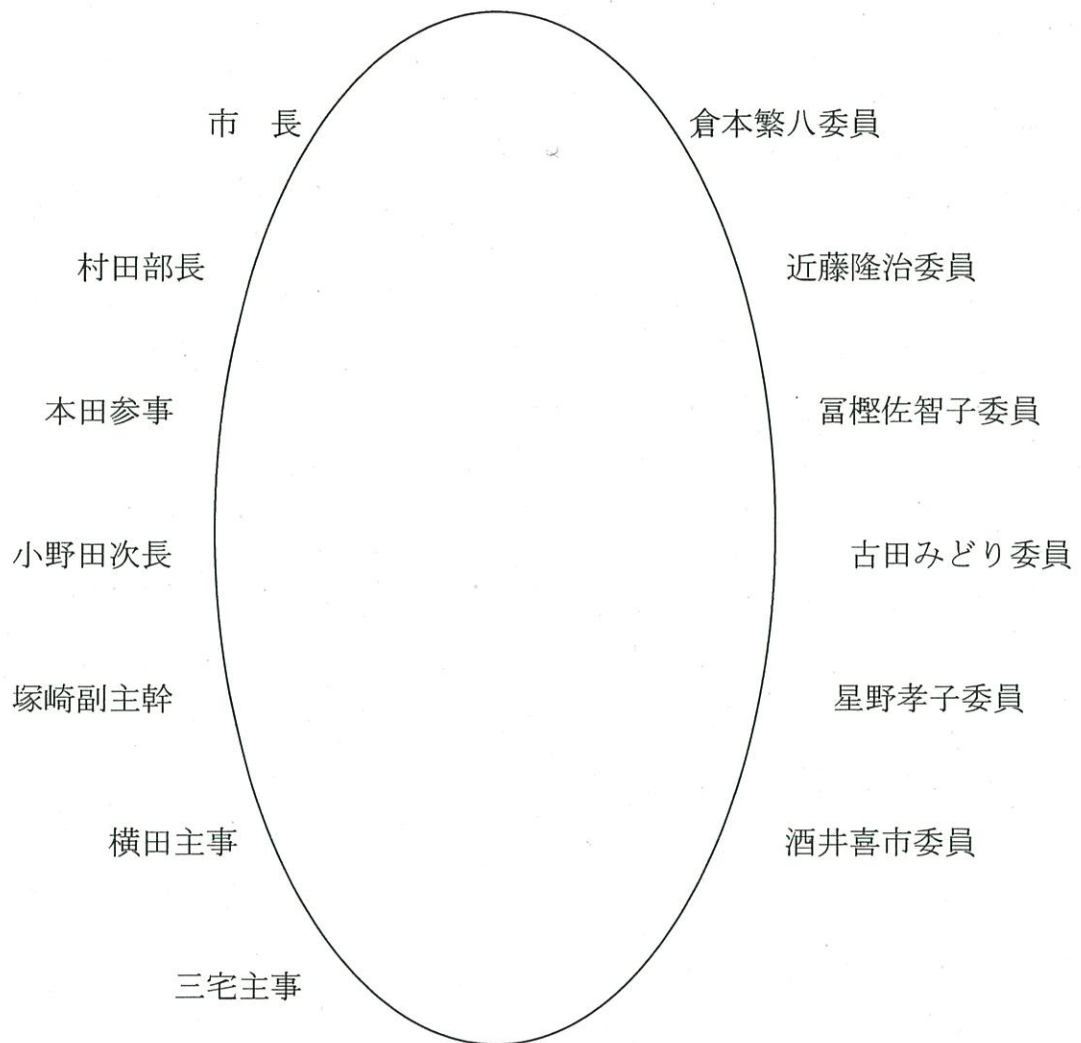
委 員 富 樫 佐智子

委 員 古 田 みどり

委 員 星 野 孝 子

委 員 酒 井 喜 市

表彰審査委員会配席図



令和元年度 表彰状候補者一覧（案）

（令和元年 9 月 17 日現在）

令和元年度表彰状候補者(案)

番号	氏名	年齢	功労	主な職歴・功績内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

※年齢については、令和元年11月3日現在

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
				年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			在職年数計	年 月	
			基準年数	年	

表彰候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

令和元年度 感謝状候補者一覧（案）

（令和元年9月17日現在）

令和元年度感謝状候補者(案)

番号	氏名	年齢	功労	主な職歴・功績内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

※年齢については、令和元年11月3日現在

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

感謝状候補者略歴

【 】

氏 名(年齢)		住 所			
公職等の名称		在職年数	率	換算年数	備考
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
		年 月		年 月	
賞罰等			換算年数計	年 月	
			基準年数	年	

〇みよし市表彰条例

昭和53年 3 月24日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市政の発展及び住民の福祉増進に貢献し、その功績顕著なものを表彰することを目的とする。

(表彰)

第 2 条 表彰は、次に掲げるものについて市長がこれを行う。

- (1) 地方自治の進展に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (2) 教育・体育・学術技芸その他文化の振興に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (3) 地方民生の安定に尽力し、その功績の顕著なもの。
- (4) 産業の開発振興に貢献し、その功績の顕著なもの。
- (5) 奇特篤行者で特に市民の模範となるもの。
- (6) その他特に表彰するを適当と認めるもの。

(審査委員会の設置)

第 3 条 第 2 条及び第 4 条に該当するものを審査するため、みよし市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関する事項は、市長が規則で定める。

(表彰の取り消し)

第 4 条 被表彰者が地方自治の本義に反し、又は市の行う事業を害するような行為をなしたときは、委員会の同意を得てこの条例による表彰を取り消すことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるものの外及びこの条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和53年 5 月 1 日から施行する。
- 2 三好町表彰規程（大正 5 年規程第 3 号）は、この条例施行の日から廃止する。

○みよし市表彰条例施行規則

昭和53年 3 月24日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、みよし市表彰条例（昭和53年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第 2 条 条例第 3 条によるみよし市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）は、条例の適用に関し市長の諮問に応じ、又は必要な事項を市長に助言する。

2 委員会の委員は 6 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、臨時に委員を加えることができる。

(1) 学識経験者

(2) 市の職員

3 委員の任期は 2 年とし、その再任を妨げない。

補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 名を置く。委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集し全員の出席により開催する。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(該当者の具申及び審査)

第 4 条 条例により表彰を必要と認めるものがあるときは、その経歴及び功績並びに賞罰の有無等を詳記した調書を添え、毎年 8 月 31 日までに又は特別の事情があるものについては、その都度これを市長に具申するものとする。

2 市長は、前項の具申があったときはこれを審査会に諮問するものとする。

3 前項の諮問を受けたときは、委員長は直ちに審査会を開き、表彰の適否を審査し、その結果を市長に文書でもって答申しなければならない。

(具申の対象範囲)

第 5 条 条例第 2 条各号に掲げるもののうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるものとする。ただし、特別の事情のあるものについてはこの限りでない。

(1) 条例第2条第1号に掲げるもの 次に掲げるもの

ア 市長として4年以上在職した者

イ 市議会の議員又は副市長、教育長若しくは病院事業管理者として8年以上在職した者

ウ ア又はイ以外の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に該当する特別職又は区長として12年以上在職した者

エ 地方公務員法第3条第3項第2号に該当する職（区長を除く。）に16年以上在職した者

オ 地方公務員法第3条第3項第5号に該当する消防団員及び水防団員の職に16年以上在職した者

(2) 条例第2条第3号に掲げるもの 民生の業務に携わる者で、16年以上在職したもの

(3) 条例第2条第5号に掲げるもの 市のために寄附をしたもので、当該寄附の日以前3年間に市のためにした寄附の合計額が300万円以上（団体等にあつては500万円以上）となるもの

2 前項に定めるもののほか、ボランティア活動を16年以上行っているもので、当該ボランティア活動による功績が条例第2条第1号から第4号までのいずれかの規定に該当すると認められるものについては、当該規定の対象者としてすることができる。

（在職年数等の計算）

第6条 前条の規定による在職年数及び活動年数は、中断しても、これを通算する。

2 同時に2以上の職を兼ねていた場合の在職年数の計算は、その一方によって計算し、他の年数は計算しない。

（表彰）

第7条 条例により表彰を受けるべき者が表彰される以前に死亡したときは表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

（委任）

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年5月1日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後のみよし市表彰条例施行規則の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の適用の際現にこの規則による改正後の第5条第1項第1号又は第2号に掲げる職に在職する者がある場合には、適用日前までの当該職の在職年数に市長が別に定める割合を乗じて得た年数を、この規則による改正後の当該職の在職年数とみなす。

みよし市表彰事務取扱内規(平成22年1月15日)の全部を改正する。

平成29年8月3日

みよし市長 小野田 賢 治

みよし市表彰事務取扱内規

(趣旨)

第1条 みよし市表彰条例(昭和53年三好町条例第1号。以下「条例」という。)に基づく表彰並びに感謝状等の贈呈に関する取扱要領(平成9年5月1日。以下「要領」という。)に基づく感謝状及び賞状の贈呈の取扱いについては、条例、みよし市表彰条例施行規則(昭和53年三好町規則第1号。以下「規則」という。)及び要領に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(表彰)

第2条 表彰の功労区分及びその功績内容は、次の表のとおりとする。

功労区分	功績内容
自治	地方自治の伸展に貢献し、その功績の顕著なもの
教育	教育・学術の振興に貢献し、その業績の顕著なもの
体育	体育、スポーツの振興に貢献し、その功績の顕著なもの
文化	技芸その他文化の振興に貢献し、その功績の顕著なもの
福祉(社会福祉、児童福祉、保健衛生)	福祉、医療、保健、衛生において地方民生の安定に尽力し、その功績の顕著なもの
産業(商工)	産業の開発振興に貢献し、その業績の顕著なもの
ボランティア	ボランティア活動を通じて地域社会づくりに貢献し、その功績の顕著なもの
奇特篤行	公益のため私財を寄附し、その功績の顕著なもの

2 条例第2条第1号及び第3号に掲げるものに係る表彰の候補者(団体等を除く。)は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表第1に掲げる職又はそれらの職と同様と認められる職(以下「表彰基準職」という。)にあった者で、表彰基準職の在職期間が同表に定める基準年数(以下「表彰基準年数」という。)以上となる者であること。

(2) 表彰日の現在において、原則として年齢満60年以上の者であること。

(3) 感謝状の受章後３年以上を経過する者であること。ただし、感謝状の受章後に死亡した者については、この限りでない。

(4) 表彰基準職を退任している者であること。ただし、現に表彰基準職にある者（規則第５条第１項第１号アからウまでに規定する職にある者を除く。）が表彰基準年数を満たし、かつ、年齢満７０年に達している場合は、この限りでない。

(5) 刑罰歴及び市税の滞納がない者であること。

３ 表彰は、原則として、文化の日記念式典において行う。ただし、表彰を受けるべき者が表彰される前に死亡したときは、この限りでない。

４ 表彰の候補者の具申は、担当課が候補者選考調書（別記様式）を総務課に提出して行うものとする。

５ 総務課は、前項の規定により具申された候補者の表彰の適否について、担当課に書面をもって通知する。

（感謝状）

第３条 要領第３条第１号の規定により贈呈する感謝状の候補者（団体等を除く。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表第２に掲げる職又はそれらの職と同様と認められる職（以下「感謝状基準職」という。）にあった者で、感謝状基準職の在職期間が同表に定める基準年数（以下「感謝状基準年数」という。）以上となる者であること。

(2) 感謝状基準職を退任している者であること。ただし、現に感謝状基準職にある者（規則第５条第１項第１号アからウまでに規定する職にある者を除く。）が感謝状基準年数を満たし、かつ、年齢満７０年に達している場合は、この限りでない。

(3) 刑罰歴がない者であること。

２ 文化の日記念式典において贈呈する感謝状の候補者の推薦は、担当課が候補者選考調書（別記様式）を総務課に提出して行うものとする。

３ 総務課は、前項の規定により推薦された候補者の感謝状の贈呈の適否について、担当課に書面をもって通知する。

（表彰及び感謝状の在職期間の計算）

第４条 表彰基準職及び感謝状基準職の在職期間の計算は、月の１５日以前に就職した場合には当該月の１日に、月の１６日以降に就職した場合には当該月の１６日に就職したものとみなし、月の１５日以前に離職した場合には当該月の１５日に、月の１６

日以降に離職した場合には、末日に離職したものとみなし、それぞれ半月単位で計算する。

- 2 規則第6条の規定は、感謝状の在職期間の計算について準用する。
- 3 現に表彰基準職又は感謝状基準職にある者の当該職の在職期間の計算は、11月3日を基準として行う。
- 4 2以上の表彰基準職又は感謝状基準職にあった者の在職期間の計算は、いずれかの職の在職期間に、他の職の在職期間に次の表に掲げる換算率を乗じて得た期間を加算して行う。

職の区分	換算率			
	基準職			
規則第5条第1項第1号アに該当する職				
規則第5条第1項第1号イに該当する職	2分の1	基準職		
規則第5条第1項第1号ウに該当する職	3分の1	3分の2	基準職	
規則第5条第1項第1号エ及びオ並びに同条第2項に該当する職	4分の1	2分の1	4分の3	基準職

備考 1 「職の区分」欄に掲げる2以上の職にあった者の基準職は、この表による計算後の在職期間が最も多くなるものを基準職として適用する。

2 基準職となる職が該当する「職の区分」欄の上段に該当する職の在職期間がある場合は、当該上段に該当する在職期間は加算しない。

3 基準職となる職が該当する「職の区分」欄と同じ段に該当する職の在職期間の換算率は、12分の12とする。

- 5 市議会議員又は町議会議員の職にあった者で議長又は副議長の在職期間があるものの在職期間の計算は、議長については議長の在職期間に2分の1を、副議長については副議長の在職期間に5分の1を乗じて得た期間を、当該議員の在職期間に加算して行う。
- 6 消防団員又は水防団員の職にあった者で分団長又は副分団長の在職期間があるものの在職期間の計算は、分団長又は副分団長の在職期間に4分の1を乗じて得た期間を当該消防団員又は水防団員の在職期間に加算して行う。

7 次の各号に掲げる処分を受けた者については、当該各号に定める期間を在職期間から減ずるものとする。

(1) 休職 休職の全期間

(2) 降給 1年

(3) 減給 減給の期間が2月未満の場合は半年、2月以上の場合は1年

(賞状)

第5条 賞状の種類は、次のとおりとする。

(1) 市民栄光賞

(2) 栄光賞

(3) 特別栄光賞

(4) 特別功労賞

(5) 栄誉賞

(6) 奨励賞

2 要領第5条第1号の規定による賞状の贈呈は、次の表のとおりとする。

賞状の種類	功績内容	功績内容に相当するものの例
市民栄光賞	世界的な区域を対象に行われるスポーツの競技大会若しくは文化、芸術等の展覧会等(以下「大会等」という。)において最優秀な成績を収め、又は世界的な学術若しくは芸術等に関する顕著な貢献を表彰するものを受け、市の名声を高めた個人又は団体に贈呈する。	オリンピック競技大会優勝、ノーベル賞受賞等
栄光賞	世界的な区域を対象に行われる大会等において特に優秀な成績を収め、又は複数の国の区域を対象に行われる大会等において最優秀な成績を収め、市の名声を高めた個人又は団体に贈呈する。	オリンピック競技大会入賞、アジア競技大会優勝等
特別栄光賞	世界的な区域を対象に行われる大会等に複数回連続で出場し、特に優秀な成績を収め、市の名声を高めた個人又は団体に贈呈する。	オリンピック競技大会連続入賞等

特 別 功 労 賞	世界的な区域を対象に行われる大会等に出場し、又は複数の国の区域を対象に行われる大会等において優秀な成績を収め、市の名声を高めた個人又は団体に贈呈する。	オリンピック競技大会出場、アジア競技大会準優勝、入賞等
栄 誉 賞	全国の区域を対象に行われる大会等において最優秀な成績を収め、市の名声を高めた個人又は団体に贈呈する。	国民体育大会優勝、日本美術展覧会特選等
奨 励 賞	複数の国の区域を対象に行われる大会等に出場し、全国の区域を対象に行われる大会等において特に優秀な成績を収め、又は愛知県の全部若しくは愛知県に近接する県の区域を対象に行われる大会等において最優秀な成績を収め、市の名声を高めた個人又は団体に贈呈する。	アジア競技大会出場、国民体育大会入賞、東海高校総体優勝等

備考 1 大会等には、オープン参加のものを含まない。

2 大会等は、概ね10以上の個人又は団体が出場しているものを対象とする。

3 大会等は、予選又は予選に準ずる試合等を経て決勝等に進出し、この表の功績を収めたものを対象とする。

4 市長が特に必要と認める場合は、この表の規定にかかわらず、賞状を贈呈することができるものとする。

2 賞状は、賞状の種類ごとに同一の個人(高校生までの個人及び団体競技で収めた成績に対し賞状を贈呈した個人を除く。)に対して1回に限り贈呈するものとする。

3 賞状は、市内に在住し、又は所在する個人又は団体を対象とする。ただし、市内に在住する個人が所属する市外に所在する団体が第1項に規定する功績を収めた場合その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 賞状は、文化の日記念式典又は必要と認められる場合に贈呈する。

5 文化の日記念式典において贈呈する賞状の候補者の推薦は、担当課が候補者選考調書(別記様式)を総務課に提出して行うものとする。

6 総務課は、前項の規定により推薦された候補者の賞状の贈呈の適否について、担当課に書面をもって通知する。

附 則

- 1 この内規は、平成29年8月3日から施行し、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日前に第4条第4項の表に掲げる職に在職した者の適用日前の在職期間の計算については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

表彰区分	基準年数		4年	8年	12年	16年
	自治功勞	市長・町長	市議會議員 副市長	市議會議員 副市長	町議會議員 副町長、助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査委員 公平委員会委員 区長	表彰審査委員・防災会議委員 明るい選挙推進協議会委員 特別職報酬等審議会委員 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員 固定資産評価委員 人権擁護委員 消防団員
教育功勞				教育長 (H28.10.1以降に限る)	教育委員 (H28.9.30以前の教育長含む)	学校給食センター運営委員・社会教育委員・青少年補導員 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員
体育功勞						スポーツ推進委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議会委員 体育協会理事、評議員
文化功勞						文化協会役員・文化財保護委員
福祉功勞 (社会福祉功勞) (児童福祉功勞) (保健衛生功勞)						交通委員・交通指導員
						保護司・訪問介護員・人権擁護委員
						民生児童委員・児童厚生員・子ども会指導者 健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 予防接種健康被害調査委員・市民病院運営協議会委員 国民健康保険運営協議会委員
産業功勞 (商工功勞)					農業委員 愛知用水総代会総代 土地改良区総代会総代	都市計画審議会委員・統計調査員・生産組合長 利水委員・その他農商工団体等 土地改良区理事 農地利用最適化推進委員
ボランティア功勞						ボランティア活動

別表第2(第3条関係)

表彰区分 自治功労	基準年数	4年	6年	8年
		市議会議員 副市長	町議会議員 副町長、助役 収入役 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査委員 公平委員会委員 区長	表彰審査委員・防災会議委員 明るい選挙推進協議会委員 特別報酬等審議会委員 行政相談員・法律相談員・行政改革推進委員 固定資産評価委員 人権擁護委員 消防団員
教育功労		教育長 (H28.10.1以降に限る)	教育委員 (H28.9.30以前の教育長含む)	学校給食センター運営委員・社会教育委員・青少年補導員 図書館協議会委員・社会教育活動地区推進委員
体育功労				スポーツ推進委員・地区スポーツ委員・スポーツ振興審議会 体育協会理事、評議員
文化功労				文化財保護委員・文化協会役員
福祉功労 (社会福祉功労) (児童福祉功労) (保健衛生功労)		病院事業管理者		交通委員・交通指導員 保護司・訪問介護員・人権擁護委員 民生児童委員・児童厚生員・子ども会指導者 健康づくり地区推進委員・保健対策推進協議会委員 国民健康保険健康協議会委員・市民病院運営協議会委員 予防接種健康被害調査委員会
産業功労 (商工功労)			農業委員 愛知用水総代会総代 土地改良区総代会総代	都市計画審議会委員・統計調査員・生産組合長 利水委員・その他農商工団体等 土地改良区理事 農地利用最適化推進委員
ボランティア功労				ボランティア活動